

(平成 24 年 11 月 1 日以後借入申込用)

(金融機関名)

日本モーゲージサービス株式会社 御中

記入日

平成 年 月 日

【フラット35】Sの適用に関する申出書

- 1 私(連帯債務者を含みます。以下同じ。)は、貴金融機関あて平成 年 月 日に【フラット35】Sの適用を希望する「長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)」の借入れの申込みを行いました。希望する商品及び適用基準について、下記のとおり申出ます。
- 2 私は、この申出書の内容に変更があった場合は、遅滞なく申出ます。

記

1 お申込人・連帯債務者欄

お申込人	おなまえ	フリガナ	実印
		(姓)	
連帯債務者	おなまえ	フリガナ	実印
		(姓)	

2 【フラット35】Sに関する記入欄(商品・適用基準の別)

商品	該当商品に ○印を記入 (複数選択不可)	適用基準 (裏面の「フラット35Sの適用基準の概要」をご確認の上、該当する適用基準(裏面の1~10の番号に対応)の□にレ点を付してください。)
① 【フラット35】S(金利Aプラン) ※金利引き下げ期間は当初10年間		次のいずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー性……………1 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性(長期優良住宅)……………2 <input type="checkbox"/> 耐震性……………3 <input type="checkbox"/> バリアフリー性……………4
② 【フラット35】S(金利Bプラン) ※金利引き下げ期間は当初5年間		次のいずれか1つ以上の基準を満たす住宅であること。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー性……………5 9 <input type="checkbox"/> 耐久性・可変性……………6 <input type="checkbox"/> 耐震性……………7 <input type="checkbox"/> バリアフリー性……………8 10

<ご利用にあたってのご注意>

- 該当商品に○印を記入し、該当する適用基準にチェックを付けてください。適用基準の概要については、裏面を参照してください。
- 【フラット35】Sに適合する住宅であることを証明する適合証明書を金融機関に提出する必要があり、最終的にご提出いただいた適合証明書に基づき、【フラット35】Sの適用が確定しますのでご注意ください。
- 耐久性・可変性(長期優良住宅)の基準を適用する場合は、適合証明書(フラット35Sの基準に適合することを証明するものでなくても構いません。)+に加え、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)」に基づき、長期優良住宅建築等の計画に係る認定通知書等の提出も必要となります。
- 借入申込書(その1)【買証58】の物件情報欄の「金利引下区分」欄については、「①10年」を「5年」に、「②20年」を「10年」に読み替えて使用します。借入申込書に記載された引下げ期間と適用される引下げ期間が異なりますのでご注意ください。

(金融機関使用欄)

本申込書受理日	平成 年 月 日
備考	

検印	総合オン入力	印鑑照合	担当者

【フラット35】Sの適用基準の概要

【フラット35】S(金利Aプラン)

(新築住宅・中古住宅共通の基準)

省エネルギー性	■ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準(通称 トップランナー基準)」に適合する住宅(※1)(一戸建てに限る。)	1
耐久性・可変性	■ 長期優良住宅(※2)	2
耐震性	■ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅	3
バリアフリー性	■ 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可)	4

(※1) 次のいずれかの書類の交付を受けた住宅です。

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定する登録建築物調査機関が発行する「住宅事業建築主基準に係る適合証」(登録建築物調査機関は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。)
- ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書*」又は「エコポイント対象更*」
(*エコポイント対象住宅判定基準が「住宅事業建築主基準」に該当するとされたものに限りませう。)

(※2) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき「長期優良住宅」の認定を受けた住宅です。

【フラット35】S(金利Bプラン)

(新築住宅・中古住宅共通の基準)

省エネルギー性	■ 省エネルギー対策等級4の住宅	5
耐久性・可変性	■ 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策※3が必要)	6
耐震性	■ 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅又は免震建築物 ※4	7
バリアフリー性	■ 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅	8

(中古住宅特有の基準)

省エネルギー性	■ 二重サッシまたは複層ガラスを使用した住宅又は建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅(省エネルギー対策等級2以上)または中古マンションらぐらくフラット35のうち【フラット35】S(省エネルギー性(外壁等断熱))に適合するものとして登録された住宅※5、※6	9
バリアフリー性	■ 屋内の段差が解消された住宅又は浴室及び階段に手すりが設置された住宅	10

(※3) 一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁又は柱がないことです。

(※4) 免震建築物は、住宅性能表示制度の評価方法基準1-3に適合しているものを対象とします。

(※5) このほか、新築時に【フラット35】を利用して建設された住宅等、省エネルギー対策等級2相当以上の住宅であることが確認できる場合は【フラット35】S(金利Bプラン)をご利用いただけます。

(※6) 中古マンションらぐらくフラット35のうち【フラット35】S(省エネルギー性(外壁等断熱))に適合するものとして登録された住宅については、フラット35サイトでご確認いただけます。

【ご注意】

- 中古住宅については(新築住宅・中古住宅共通の基準)又は(中古住宅特有の基準)のいずれかの基準を満たす必要があります。
- 上記の基準のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。
各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。